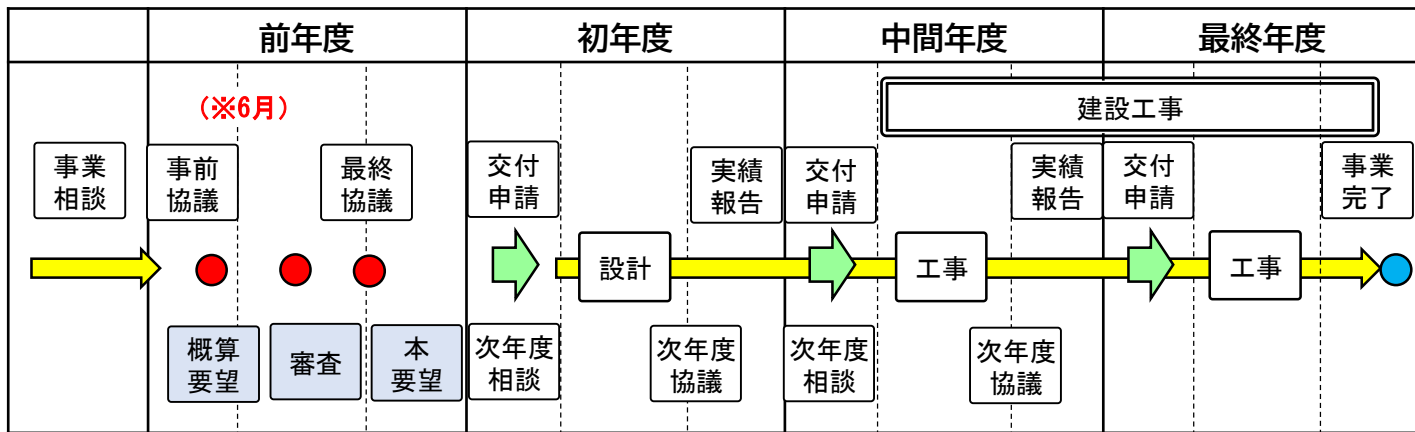


◆事業スケジュール



◆事前相談と事前協議について

1 事前相談

具体的な手続きを進める前の段階で、事前相談をお願いします。

2 事前協議

事前相談の結果、補助金の交付申請を希望する場合には、前年度中に市から国へ概算要望・本要望の手続きを行う必要がありますので、前年度の5月末を目途に必要事項を記載した添付書類を付した事業計画書を提出してください。

《事業計画書に記載する必要事項》

- 1) 事業概要
事業の目的及び内容、事業コンセプト、事業要件に対する適合状況など
- 2) 全体計画
①計画地の概要、②土地利用状況、③建築物等の整備計画、④権利関係、
⑤資金計画、⑥事業全体スケジュール、⑦年度毎の補助対象経費と補助金の額
- 3) 添付図面
①位置図、②配置図、③基準平面図、④計画建築物の概要を示す図面、⑤現況写真
- 4) 費用便益分析
- 5) その他、市長が必要と認める書類

事業計画書の提出を受けた後、事業計画書の内容について審査するため、外部委員で構成する新発田市優良建築物等整備事業有識者会議（以下、「会議」という。）に意見照会を行います。審査に際し、会議に出席し、説明をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。